

秘
農林水産省

都道府県		市区町村		管理番号		指標コード			



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

6次産業化総合調査 農業・農村の6次産業化総合調査 農業経営体等における6次産業化業態別調査票

農産物直売所用

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。記入いただいた調査票の内容は秘密扱いとし、**課税など統計作成以外の目的に使うことはありません。**ありのままをご記入いただくようお願いいたします。

(1) 調査の対象

「農産物直売所」の事業に取り組んでいる農業者又は農業協同組合等の方を調査の対象としています。「農産物直売所」とは、自ら又は組合員が生産した農産物や農産加工品を定期的に不特定の消費者に直接対面販売をする場所や施設をいいます。

なお、無人販売所、移動販売及びインターネットのみによる販売は含みません。

(2) 調査の対象となる期間

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の1年間を対象としています。

（この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間としてください。）

(3) 記入上の注意

- 同封の「**記入の仕方**」をご覧ください、記入をお願いいたします。
- 金額を記入する欄については、**消費税を含め単位未満は切り上げ**て記入してください。
- 複数の農産物直売所を運営している場合
 - 農産物直売所を運営されている農業者の方や組織・グループの方で農業を営んでいる方は、**複数の農産物直売所分を合算して記入**してください。
 - 農産物直売所を運営されている組織・グループの方で農業を営んでいない方は、**封筒の宛先の農産物直売所分のみ記入**してください。



パソコンからインターネットでの回答が可能です。

詳しくは同封のチラシをご覧ください、回答してください。

なお、インターネットにてご回答いただいた場合は調査票の返送は不要です。

調査票の記入に当たって不明な点等ございましたらこちらまでご連絡ください。

1. 農産物直売所の概要 ☐ 太枠の中をご記入ください。

- (1) 農産物直売所はどのような運営形態ですか。該当する番号のいずれか1つに○を記入してください。また、「2」～「6」に該当する法人の方は法人番号（13桁）の記入をお願いします。

101	農 家	・ 家族単位で農業を営んでいるもの ・ 法人格の有無によって、「個人」と「法人」に区分する	個人	①
			法人	②
	会 社	会社法に基づく株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社の組織形態をとっているもので、農業を営んでいるもの (会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に定める特例有限会社も含む)		③
	農業協同組合	農業協同組合法に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会		④
	農事組合法人	農業協同組合法に基づく、組合員の農業生産についての協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人		⑤
	その他	・ 公益法人などの上記に該当しない法人 ・ 農業協同組合の下部組織（女性部・青年部等） ・ 法人格を有しない任意組合、生産者グループ等		⑥

法人番号を活用した統計の精度向上、効率化の取組に使用させていただきます。

個人のマイナンバー（12桁）を記入しないようご注意ください。

法人番号（13桁）												

- (2) 令和3年度の農産物直売所の営業日数を記入してください。1日1時間でも営業すれば1日とします。

また、農産物直売所を営んでいる期間について、該当する番号1つに○を記入してください。

102	年間営業日数		日
-----	--------	----------------------	---



0日の場合は、調査終了となります。
ご協力ありがとうございました。

103	通年営業	1年を通じて、おおむね1週間に5日以上営業している場合	①
104	季節的営業	通年営業以外の場合	②

令和3年度内に農産物直売所を休業・廃業された場合は、その時期をこちらに記入し、休業又は廃業のいずれかに○を記入してください。

令和	年	月	から	令和	年	月	まで	休業・廃業
----	---	---	----	----	---	---	----	-------

例) 令和3年4月から令和3年5月まで (休業) 廃業

令和3年4月から令和 年 月まで 休業 (廃業)

(3) 令和3年度の農産物直売所の販売金額を記入してください。なお、販売金額がない場合は、「販売金額なし」の番号「1」に○を記入してください。

105	年間販売金額	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	万円	106	販売金額なし	1

※消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

- 例・ 1万円単位の記入方法：販売金額 5,994,000円 → 600万円（千の位を切り上げ）
- ・ 1万円に満たない場合の記入方法：販売金額 1万円未満 → 1万円（1万円に切り上げ）

(4) 令和3年度の農産物直売所の販売金額について、品目分類別に販売金額割合を記入してください。また、自家生産物を含む産地別販売金額割合を記入してください。

品目分類		販売金額割合		産地別販売金額割合				
				計	自家生産物 (%)	他の農家の農産物等		
						自県産 (%)	他県産 (%)	輸入品 (%)
107	米		%	100%				
108	野菜類		%	100%				
109	果実類		%	100%				
110	きのこ類・山菜		%	100%				
111	畜産物		%	100%				
112	その他の生鮮食品		%	100%				
113	農産加工品		%	100%				
114	花き・花木		%	100%				
115	その他		%					
合 計		1	0 0 %					

品目ごとの計が100%になるように記入してください。

※自家生産物とは、農業者が自ら生産したものをいいます。なお、農業協同組合や道の駅が運営する農産物直売所において、組合員や構成員が生産したものは、「自家生産物」ではなく「自県産」に記入してください。

(5) 令和3年度に販売した農産物や農産加工品等について、販売先別に販売金額割合を記入してください。

	販売先	販売金額割合	
116	消費者への直接販売		%
117	小 売 業		%
118	食 品 製 造 業		%
119	外 食 産 業		%
120	ホテル、旅館等の宿泊施設		%
121	学 校 給 食		%
122	病院、福祉施設		%
123	そ の 他		%
合 計		1	0 0 %

販売先の例>

消費者への直接販売

- ・ 自ら運営する店舗で販売した場合
- ・ 消費者から直接、電話・FAX、郵送等で受注販売した場合
- ・ 他者が運営する朝市や定期市等のイベント出店で販売した場合
- ・ インターネットによる自営のサイトやショッピングサイトを利用し、消費者から直接受注して販売した場合が該当します。

その他

- ・ 食品以外の製造業へ販売した場合
- ・ 自社の子会社や系列会社へ販売した場合

(6) 農産物直売所の販売施設の形態について、該当するすべての番号「1」に○を記入してください。また、常設施設に該当する場合は、売場面積を記入してください。

124	常設施設	自己所有	直売専用施設	1	129 売場面積		m ²
125		賃貸など	他の用途と兼用	1			
126			量販店のインショップ	1			
127			その他	1			
128	常設施設を使用していない			1			

※農家（個人・法人）、会社において、運営する直売所が複数ある場合は、該当するすべての形態に○を記入し、売場面積はそれらの合計を記入してください。

(7) 令和3年度の農産物直売所の購入者数（延べ人数）について、該当する番号いずれか1つに○を記入してください。

130	年間購入者数	1千人未満	1
		1千～5千人未満	2
		5千～1万人未満	3
		1万～5万人未満	4
		5万～10万人未満	5
		10万～20万人未満	6
		20万～50万人未満	7
		50万人以上	8

【年間購入者数が正確にわからない場合】
以下の式を基に、およその人数を算出してください。

年間購入者数
 = 1日当たりの購入者数 × 年間営業日数

例）・1日当たりの購入者数が約150人で、年間営業日数が315日の場合

年間購入者数：150人 × 315日 = 47,250人
 → 1万～5万人未満の範囲に○を記入

(8) 農産物直売所で取り扱っている農産物や農産加工品等について、該当する番号1つに○を記入してください。また、組合員や他の農家等からの出荷物も取り扱っている場合は、出荷者数を記入してください。

131	組合員や他の農家等の出荷物も取り扱う	1	132 出荷者数		戸
	自家生産物のみ	2			

次ページの設問（9）を回答してから「2 他産業との連携状況」に進んでください。

次ページ「2 他産業との連携状況」に進んでください。

(9) (8)で「組合員や他の農家等の出荷物も取り扱う」に回答した方のみ、回答してください。
 出荷者から徴収している料金について、該当する番号いずれか1つに○を記入してください。
 「1」に○をした方は、手数料率を生鮮品及び加工品別に、会員（登録農家）と会員以外に分けて記入してください。

133	有	販売金額に対する手数料率	1	→	区分	手数料率					
		上記以外	2			生鮮品			加工品		
		手数料無し	3		134	会員		・		%	
135	会員以外		・		%		・		%		

※1 花き・花木は「生鮮品」に含めます。
 ※2 手数料率については小数点第一位まで記入してください。

2. 他産業との連携状況

農産物直売所において他産業と連携している場合、該当する連携先すべての番号「1」に○を記入してください。連携していない場合は、「他産業と連携していない」の番号「1」に○を記入してください。

301	製造業	食品製造業	1	306	小売業	1	311	他産業と連携していない	1
302		化粧品製造業	1	307	外食産業	1			
303		医薬品製造業	1	308	観光産業	1			
304		その他製造業	1	309	その他の産業	1			
305	卸売業	1	310	大学、試験研究機関等	1				

※単に取引先である場合などは「他産業と連携していない」に該当します。

3. 従事者の状況

(1) 令和3年度に農産物直売所の経営や業務に携わった従事者の人数を記入してください。月によって人数に変動がある場合は、最も多い月の人数を記入してください。また、「役員・家族」（経営者含む）については給与の有無にかかわらず記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。

区分			役員・家族 (経営者含む) ①		雇用 ②				従事者計 ①+②	
					常雇い		臨時雇い			
201	男	65歳未満		人		人		人		人
202		65歳以上		人		人		人		人
203	女	65歳未満		人		人		人		人
204		65歳以上		人		人		人		人

※1 「役員」には、経営者や農業協同組合の農産物直売所に携わった職員も含みます。
 ※2 「常雇い」は、正社員、パート、アルバイト等の呼称にかかわらず、雇用契約（口頭の契約でも可）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇用している人をいいます。

- (2) (1)の②の令和3年度に雇用した常雇い及び臨時雇いの従事者に支払った年間雇用労賃の総額のうち、農産物直売所に従事した分を記入してください。

205	年間雇用労賃	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	万円

◆雇用者が複数の事業に従事している場合は、農産物直売所に係る雇用労賃に従事した労働時間や日数で案分し記入してください。

※単位未満は切り上げて記入をお願いします。

- 例〉・1万円単位の記入方法：雇用労賃 5,994,000円 → 600万円（千の位を切り上げ）
・1万円に満たない場合の記入方法：雇用労賃 1万円未満 → 1万円（1万円に切り上げ）

4. おわりに

記入内容について、後日お尋ねする場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者名	担当部署
------	------

調査は以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。
返信用封筒には秘密の保護のため、農産物直売所の名称、ご担当者名等は記入しないでご投函ください。